

# 住まいの耐震診断を支援します！

いつどこで起きてもおかしくない大地震。熊本地震で、多くの古い住宅が被害を受けたことから、佐賀県では市町と協力して、住宅の耐震診断補助制度を創設しております。

## 対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅

- 所有者等が自ら居住する個人所有の住宅が対象です。  
(店舗等との併用住宅及び借家は対象外です)



## 補助内容

対象住宅の耐震診断の場合  
3パターンの補助制度があります

(各市町の適用している補助制度は裏面をご確認ください。)

### ①通常補助

#### 耐震診断費用

- ①現況図面がある場合：6万円
- ②現況図面がない場合：9万円

国・県・市町  
2/3補助

#### 自己負担額

- ①2万円
- ②3万円

### ②臨時補助

○通常補助より補助内容を拡充

#### 耐震診断費用

- ①現況図面がある場合：6万円
- ②現況図面がない場合：9万円

国・県・市町  
5/6補助

#### 自己負担額

- ①1万円
- ②1万5千円

### ③派遣制度

○耐震診断を希望する方に市町から耐震診断士を派遣

#### 耐震診断費用

市町が耐震診断費用を負担してお住まいの住宅に診断士を派遣

国・県・市町  
診断費用補助

#### 自己負担額

事務手数料  
(佐賀市：5千円)

※上記対象住宅以外の住宅については、市町によって、対象となる住宅や補助額等が異なります。  
※①・②の補助は、佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士に診断を依頼することが条件です。

## 耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合・・・

◎耐震性を確保するための耐震補強工事の費用にも補助制度があります。

※限度額あり

※市町によって、補助内容、補助限度額など、取扱いが異なる場合があります。

### 耐震改修

(耐震補強工事の費用に対して、23%を補助)

【例】工事の費用が150万円の場合34万円を補助

# 申請窓口(市町担当窓口)一覧

(令和元年7月1日時点)

市町名	担当課名	電話番号	耐震診断 通常補助 ①	耐震診断 臨時補助 ②	耐震診断 派遣制度 ③	耐震改修 補助
佐賀市	建築指導課	0952-40-7170		○	○	○
唐津市	建築住宅課	0955-72-9139		○		○
鳥栖市	建設課	0942-85-3600		○		○
多久市	建設課	0952-75-4826		○		○
伊万里市	都市政策課	0955-23-2464		○		○
武雄市	住まい支援課	0954-23-9221	○			○
鹿島市	都市建設課	0954-63-3415		○		○
小城市	定住推進課	0952-37-6150	○			○
嬉野市	建設・農林整備課	0954-42-3311		○		○
神崎市	建設課	0952-37-0103		○		○
吉野ヶ里町	建設事業課	0952-37-0348		○		○
基山町	定住促進課	0942-92-7920		○		○
上峰町	建設課	0952-52-7414		○		○
みやき町	建設課	0942-96-5531		○		○
玄海町	まちづくり課	0955-52-2156		○		○
有田町	建設課	0955-46-5615		○		○
大町町	農林建設課	0952-82-3151		○		○
江北町	建設課	0952-86-5618	○			○
白石町	建設課	0952-84-7124		○		○
太良町	建設課	0954-67-0313		○		○

※耐震補強設計への補助を行っている市町もあります。

※市町によって、補助内容、補助限度額など、取扱いが異なる場合があります。

※補助を受ける場合は必ず、各市町担当窓口へ事前相談を行ってください。

**詳しくは、各市町担当窓口へお問い合わせください**

佐賀県県土整備部 建築住宅課 建築指導担当

☎ 0952-25-7165 受付時間：9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

✉ kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

 佐賀県

佐賀県 耐震 補助制度

検索 

Copyright © 2016 Saga Prefecture. All Rights Reserved.